

亀山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る本人確認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項に基づき個人番号の提供を受ける場合において、第三者のなりすましによる申請等を防止し、市民の個人情報を保護するため、提供を行う者の本人確認（以下「本人確認」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（本人確認の方法）

第2条 本人確認の方法は、法に定めるもののほか、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 別表第1に掲げる書類のうち、いずれか1以上の書類の提示
- (2) 前号に掲げる書類を提示することができないときは、別表第2に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び別表第3に掲げる書類のいずれか1以上の書類（別表第3に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、別表第2に掲げる書類のいずれか2以上の書類）の提示
- (3) その他個人番号利用事務実施者（法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。）が適当と認める方法

（その他）

第3条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

運転免許証、個人番号カード、旅券（パスポート）、船員手帳、 身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免
--

許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備員検定の合格証明書、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）、住民基本台帳カード（写真付き）、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付き）

別表第2（第2条関係）

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書

別表第3（第2条関係）

学生証（写真付き）、法人が発行した身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行したものと除く。）（写真付き）又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（別表第1に掲げるものを除く。）